

「川崎市港湾局土木工事週休２日制試行工事」特記仕様書

- 1 本工事は、建設業の労働環境を改善することを目的として実施する「川崎市港湾局土木工事週休２日制試行工事」の対象工事である。
- 2 本方式の実施にあたっては、「川崎市港湾局土木工事週休２日制試行工事实施要綱」に基づき行うものとする。
- 3 「川崎市港湾局土木工事週休２日制試行工事实施要綱」に記載のない事項については、受発注者間の協議によるものとする。
- 4 本工事の発注において、当初設計額に補正係数を乗じて補正を行っているため、対象期間において４週８休の現場閉所が達成出来なかった場合、または週休２日制の実施を取りやめた場合は、契約金額のうち該当する補正分を減額して契約変更を行うものとする。
- 5 本工事を実施するにあたり、確保モデル工事である旨を明示する看板を公衆の見やすい場所に明示する。記載内容は、『川崎市港湾局土木工事週休２日制試行工事实施要綱』を参考にして、大きさはA3サイズ以上とする。